

うもので、納人の便宜のために設けられたため、一般代理店に比べて取扱店も多い、国債代理店（国債の元金支払のみを取り扱うものである）、郵便局（官庁との取引関係はなく、国税の受入れ、恩給支払のように広く一般を対象として取り扱うものである。）等である。

〔国庫預託制度の特異点〕

(1) 業務に係る現金の銀行等に対する預託 国鉄は、現場の駅・車掌区等において日日、旅客・荷主から運賃を収納するが、これらの業務上の現金は、すべて国庫（日本銀行）に預託しなければならないことになっている。もっとも現場機関等で日本銀行支店・代理店を利用しにくいところも多いので、これらにおける一時的な保管、送金の手段として運輸大臣および大蔵大臣の承認を受けた事由がある場合には、業務に係る現金を郵便局または銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預入れできることになっている。なお、この預入れができる期間は、災害その他やむをえない事由がある場合ならびに運輸大臣、大蔵大臣が定める場合を除いて7日をこえてはならないと規定されている（日本国有鉄道法施行令第11条）。

(2) 無利子限度額 日本国有鉄道法第42条第2項において「政府は国庫に預託された預託金については、大蔵大臣の定めるところにより相当の利子を付するものとする。」と規定され、これを受けて大蔵大臣は、昭和29・1歳理第8号により「日本銀行本店における預託金残高40億円をこえる金額に対して日歩8厘の利率により利子を付する。」と通知された。すなわち、預託金残高のうち40億円までは無利子であり、この40億円を無利子限度額と呼んでいる。これは、昭和28年当時の国鉄の給与を除いた一般経費の7日分の支払資金に、若干のアロウワンスを含めて計算した額を支払準備金とし、社会通念上の当座預金的性格なものとなし無利子としたものである。元来支払準備金は、企業自体がその事業計画にあわせて自主的に決定すべきもので、資金収支の時期によって増減すべきものである。国鉄は日銭の入る企業であり、かつ、現在の精度の高い資金管理の下では、7日分の支払資金を常時支払準備金と考え、無利子としておくことには問題がある。昭和38年度の給与を除いた1日平均支払額は、約16億円であったが、この場合、経常支払準備金は15～20億円程度あれば足りると考えられる。

(3) 必要預託額 昭和36・11日本国有鉄道法の改正により、国庫に預託された預託金の額が大蔵大臣の定める金額をこえたものに限り、業務上の*余裕金の運用として、国債の保有ならびに資金運用部への預託ができることになった。これを受けて歳理第9501号により大蔵大臣から次のように通知された。

日本国有鉄道法第42条第3項に規定する金額を、必要預託額といひ40億円とする。この額は、下記により必要に応じ変更されるものである。

ア 必要預託額は、公社の支払準備額としての無利子限度額（40億円）を下回することはありえないこと。

イ 必要預託額は、日本国有鉄道の資金の効率的運用および国庫運営上の必要をあわせ考慮して定めるものであること。

この趣旨は、運用に充てる額を無制限に認めては、国庫預託義務が事実上なくなってしまうので、国鉄の都合だけでなく国庫運営上必要な恒常保有残高（200億円）を確保するため、ある一定額を必要預託額とし、その限度は支払準備金的な意味で無利子限度額が既に定められているので、少なくともその額程度を預託させることとしたものである。必要預託額は、無利子限度額の問題と関連し余裕金運用の拡大・資金の効率的運用という点において改善の必要がある。

(4) 国庫余裕金の繰替使用 日本国有鉄道法第42条の3において「政府は、日本国有鉄道に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は鉄道債券の引受けをすることができる。」こととし、これを受けて「政府は、短期の資金の貸付に代えて当該事業年度内に限り、国庫余裕金を日本国有鉄道に一時使用させることができる。」ことが規定されている。国庫余裕金は、歳入・歳出の時期的なずれ、または歳入増加等によって国庫に生じた余裕金をいい、一般会計および政府関係機関が法令上国庫に預託されたもので、日本銀行の政府預金残高のうち恒常支払準備金（200億円）を超過した額である。

国庫余裕金の繰替使用は、あたかも家族全員の積立金をその家族の一員が一時借用するようなもので、国庫預託義務のある会計や政府関係機関のうち特に認められたもののみが享受できる特典である。現在政府関係機関で認められているのは、国鉄・電電・専売の3公社に限られている。

(5) 国庫における収支計算 日本銀行代理店（市中金融機関）の取り扱った国庫金は、代理店業務受託銀行の本・支店（預金店）を経由して地区別統轄店である日本銀行本店または支店に集中され、さらに日本銀行本店国庫局において総括集計される。代理店が国庫金の取扱いをしたときは、その収納・支払額を即日預金店に報告し、預金店は代理店の報告に基づいて、所管する代理店預り金の受払経理をし、代理店別・受払日別に受払額および預託金残高を記載した内訳書を添付して、収支報告を統轄店へ郵送により報告する。一方、代理店は、預金店に収支報告をすると同時に、その受払証書類を統轄店へ郵送する。統轄店は、代理店から送付された証書類と預金店から提出された収支報告とその内訳書を照合確認のうえ経理する。実際の経理に当たっては、収支報告の計上額を基準としているが、証書類の未着のものは、未整理項目として一括処理され、国鉄の預託金として計算されない。また、統轄店に証書類が到着しても収支報告と不符合のものは、計算を留保されることになっている。このため代理店が現実に収納・支払を取扱った日から統轄店で経理されるまでには、代理店→預金店→統轄店の間に要する郵送日数等の関係で、支社・鉄道管理局等出納役の日本銀行支店または代理店預託金口座における残高より1～3日ずれて集計されるので、月初め貨物後納運賃等多額の資金が代理店を経由して収納される場合には、余裕金運用に当たり必要預託額との関連を考慮する必要がある。なお、国庫預託金に対する利子計算は、この方法による預託金残高に対して日歩8厘の利息が付けられることになっている。（友松 千代松）

こていしさんほかんやく 固定資産保管役 国鉄における会計機関の一つであって、固定資産の保管に関する事務を担当する者をいい、この機関の設置については、日本国有鉄道会計規程で定めている。具体的には、日本国有鉄道固定資産管理規程において、貨車およびコンテナについては、本社工作局車両課長、機関車・電車・客車・気動車については、機関区長、電車区長等その車両が配置されている現業機関の長、用途廃止車両については、工場長、その他の固定資産については、保線区長、建築区長、通信区長等その施設の保守を担当する現業機関の長がそれぞれ固定資産保管役になることが定められている。保管に関する固定資産の範囲は、土地・建物・線路設備・電線路・工作物・車両・船舶・自動車および機器を含む有形固定資産ならびに特許権・実用新案権・特許実施権・実用新案実施権・地上権・地役権・水利権・鉱業権・営業権・電気ガス等供給施設利用権の無形固定資産である。

固定資産保管役は、これらの物件および権利について日本国